筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第２４５条第４項の規定により、公告します。

令和６年１１月１９日　　大阪法務局　　筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号　令和６年第１６８号

対象土地　大阪市鶴見区鶴見三丁目２番２９

同所　　　　　　　２番３３先里道